

元気のヒント

<35>



宇都宮 徹

徳島大学病院がん
診療連携センター

移植医療とは、心臓や肝臓、腎臓などを移植することで、移植以外の方法では助からない人の命を助けたり、苦しい闘病をしている人の生活质量(QOL)を劇的に改善したりするなど多くのメリットがあり、今後もさらなる発展が期待される医療です。わが国では、1997年10月の「臓器移植法」施行後も臓器移植の普及は進まず、2009年までは年間10例前後で推移していました。アメリカでは、脳死による臓器提供が年間約8000人いることを考えると、極端に少ない数字といえます。

しかし、世界保健機関(W.

HQ)による海外での渡航移植の自肅を求める新指針を受けて、わが国の臓器移植法が改正され、10年7月17日から全面施行されました。その後、11年2月末までの半年余りで39人の脳死臓器提供があり、日本でも徐々に脳死移植が普及していくことが予想されています。

そこで、臓器移植「改正法」の今後の展望や課題について、みんなでよく理解しておくことが必要です。

改正前後の違いをまとめたました(表参照)。大きな違いは、本人が拒否していない限り、家族の承諾があれば臓器の提供が可能になったことです。また、15歳未満の子どもからの臓器提供も、家族の承諾があれば可能となりました。従って、本人の意思

表示がない場合には、家族は重い決断を迫られることになります。

実際の現場では、身内が突然脳死状態になつたことで、残された家族は気が動転したまま臓器提供を承諾し「これでよかったのか」と後悔するケースも少なからずあるようです。本人の意思を尊重する観点からも、自分の問題として捉え、日々から臓器提供について確認し合つておくことが重要です。

難しい虐待児童の判定

臓器提供 家族で確認を

臓器移植法の改正に伴つもう一つの課題として、15歳未満の小児の取り扱いがあります。子どもは大人より脳の回復力が高く、脳死判定は難しくため、より慎重な判断が求められます。その上で課題となるのが、虐待された子どもが、本人が拒否していない限り、家族の承諾があれば臓器の提供が可能になったことです。また、15歳未満の子どもからの臓器提供も、家族の承諾があれば可能となりました。従つて、本人の意思

臓器移植法の改正前後の比較

	改 正 前	改 正 法
1. 優先提供	親族への優先提供なし	優先提供を認める
2. 臓器摘出	本人：書面で提供の意思表示あり 遺族：拒否なし	本人：臓器提供の意思不明 遺族：書面での承諾あり
3. 脳死判定	本人：脳死判定に従う意思を書面で表示 家族：拒否なし	本人：臓器提供の意思不明 脳死判定の拒否なし 家族：書面での承諾あり
4. 小児の取り扱い	15歳以上で、かつ意思表示あり	15歳未満でも家族の書面での承諾があれば可能
5. 虐待児対応	規定なし	虐待により死亡した児童から臓器提供されないよう対応
6. 普及・啓もう	規定なし	運転免許証等への意思表示の記載など

※厚生労働省ホームページより引用

虐待は最近、増加傾向にあります。大半の親が虐待の事実を隠すため、医療機関の監視チームの必要性も指摘されています。改正後の臓器移植法にはこのと願っています。

児科や救命救急の専門家でものようにいくつかの課題もあります。従つて、警察や地域の保健所などに加えて第三者による監視チームの必要性も指摘されています。多くの方に关心を持つてもらいたい、正当な評価のもとに、今後の発展と共に育んでほしいのは容易ではありません。小